

米国連邦最高裁が再度 Myriad 事件に関し裁量上訴を認める

2012年12月25日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

米国特許法において自然物は特許の対象ではありません。遺伝子、DNA、および塩基配列等も自然物であるとの理由で特許を受けることはできない発明主題ですが、体外に単離された DNA は特許を受けることができる発明主題か否かが未だ確定していません。つまり、単離された DNA が人工的に作ることができる化合物であるとして特許を受けることができるか否かが争われています。

上記のような単離されたDNA、遺伝子治療方法、遺伝子のスクリーニング方法等の遺伝子に関連する特許は約 4 万件存在すると言われていました。

遺伝子絡みの Myriad 遺伝子事件は、乳癌と子宮癌との発症に関与する遺伝子に係る特許（BRCA 遺伝子を単離した DNA 断片、スクリーニング方法、診断方法などの特許）が無効であるとの理由で、ACLU（アメリカ自由人権協会）らが Myriad 社を相手取りニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に提訴したことに端を発する事件です。なお、これまでの USPTO の審査基準によれば、上記の特許は有効であると考えられていました。

【全3頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.